

お客様各位殿

作成日 : 2007 年 11 月 14 日
 会社名 : エルメック株式会社
 部署名 : 営業
 責任者 : 松永 萌 印
 作成者 : 松永 萌 印

環境負荷物質につき以下の通りであることを報告
 RoHS指令に基づいた調査報告

1.調査確認部品

1)対象部品名 フラックスディスペンサー
 2)部品コード FD-5015-W(白)・B(茶)
 3)部品コード FD-1104-P/PT(ハンチップ)

2.全面的に使用を禁止する化学物質に対する部品(材料)への含有について

	化学物質名	詳細内容(判定基準)	確認結果(YES/NO)
1	六価クロム化合物	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。(1)	YES/NO
2	ビス(トリブチルスズ) =オキシド(TBTO)	意図的に添加していない。	YES/NO
3	トリブチルスズ類(TBT類)、 トリフェニルスズ類(TPT類)	意図的に添加していない(トリブチル、トリフェニル化合物だけ 対象とし、ジブチル、ジフェニル化合物等は対象としない。)	YES/NO
4	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。	YES/NO
5	ポリ臭化ジフェニルエーテ ル類(PBDE類)	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。	YES/NO
6	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)	意図的に添加していない。 (ポリ塩化ビフェニル/ポリ塩化トリフェニル類を対象とする。)	YES/NO
7	ポリ塩化ナフタレン	意図的に添加していない。(塩素数3以上を対象とする。)	YES/NO
8	短鎖型塩化パラフィン	意図的に添加していない。(C:10~13のみを対象とする。)	YES/NO
9	アスベスト類	意図的に添加していない。	YES/NO

(参考)上記確認結果が「NO」の場合は、シャープでの採用は不可。

3.用途により使用を禁止する化学物質に対する部品(材料)への含有について

	化学物質名	詳細内容(判定基準)	確認結果(YES/NO) ⁽²⁾
1	カドミウム及びその化合物	意図的に添加せず、かつ100ppm以下の含有である。(1)	YES/NO
2	鉛及びその化合物	意図的に添加せず、かつプラスチック類は300ppm以下、 その他は1000ppm以下の含有である。(1)	YES/NO
3	水銀及びその化合物	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。(1)	YES/NO
4	オゾン層破壊物質	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。 (モントリオール議定書Class 1, 2の物質を対象とする。)	YES/NO
5	ヒ素及びその化合物	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。	YES/NO
6	ベリリウム及びその化合物	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。	YES/NO
7	アゾ染料・顔料	意図的に添加していない。	YES/NO
8	ポリ塩化ビニル	意図的に添加していない。	YES/NO
9	フタル酸エステル	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有である。	YES/NO
10	放射性物質	意図的に添加していない。	YES/NO
11	ホルムアルデヒド	木製部品 : 気中濃度0.1ppm以下(チャンバー法)である。 プラスチック/繊維等 : 75ppm以下の含有である。	YES/NO

1)包装材料用部品、包装用材料については、部材、インキ、塗料毎に含まれるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの合計が100ppm以下です。

2)確認結果が「NO」の場合は「別紙」を追加し、その中に詳細を記載しています。

